

令和4年第1回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年2月28日（月）
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第2号 白井市市民の森設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
 - (2) 議案第3号 しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第9号 白井市道路線の認定について
 - (4) 議案第11号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち都市経済常任委員会が所管する科目について
 - (5) 議案第15号 令和3年度白井市水道事業会計補正予算（第2号）について
 - (6) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 秋谷公臣委員長・植村博副委員長
血脇敏行委員・竹内陽子委員
柴田圭子委員・中川勝敏委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|----------|-------|
| 市 長 | 笠井喜久雄 |
| 市民環境経済部長 | 岡田光一 |
| 都市建設部長 | 高石和明 |
| 市民活動支援課長 | 松岡正純 |
| 環境課長 | 鈴木教之 |
| 産業振興課長 | 金井勉 |
| 市民課長 | 今井美由紀 |
| 都市計画課長 | 小島健太郎 |
| 道路課長 | 竹田忠夫 |
| 建築宅地課長 | 藤川敦史 |
| 上下水道課長 | 青木元晴 |
| 財政課長 | 板橋章 |

7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石 井 治 夫
主 査 今 井 好 美
主 事 伊 藤 昌 枝

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

会議に先立ちまして、秋谷委員長より御挨拶をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 改めまして、おはようございます。委員会も3日目、最終日となりました。委員の皆様には慎重なる審議をお願いするとともに、円滑なる委員会の進行に際しましては皆様の御協力をお願いいたします。簡単ではありますが、委員長の挨拶といたします。

○石井治夫議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第2号、議案第3号、議案第9号、議案第11号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目、及び議案第15号の5議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○秋谷公臣委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。また、質疑は一問一答とし、質疑及び答弁は要点を簡潔に述べてください。

なお、マスク着用での発言に際しましては、マイクによる音声認識に配慮の上、明瞭に発声してください。

なお、感染症対策の一環として、説明員の皆様の途中の離席及び退席を許可します。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第2号 白井市市民の森設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○秋谷公臣委員長 日程第1、議案第2号 白井市市民の森設置及び管理に関する条例を廃止する条

例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

血脇委員。

○**血脇敏行委員** 議案第2号の条例の廃止ということなんですけれども、この条例を拝見させていただくと、設置については、良好な環境の樹林を保全し、市民に森林レクリエーション及び保健、休養の場を提供すると、健康の増進及び快適な生活を保護するためということが条例のほうに記載されておるんですが、これを廃止して都市公園法に基づく公園に変更するということで、具体的にどういふところが大きく変わるのかとか、メリットとか、その辺りの御説明をお願いいたします。

○**秋谷公臣委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** お答えします。

今回位置づけを変更する目的とかメリットなんですけど、まずきっかけとしましては、令和元年の台風19号で市民の森の樹木が倒れて臨地の鋼板囲いを破損する物損事故が発生しました際に、改めて市民の森設置及び管理に関する条例を確認したところ、明確な管理規程ですとか、占用等の許可や罰則等の規程がないことが確認されましたので、今回法律に基づく根拠規定を持たせることによって、管理責任ですとか行為制限等を明確化し、市としてもきちんと管理ができるようにしたいということで、今回このような提案をさせていただきました。

以上です。

○**秋谷公臣委員長** ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○**竹内陽子委員** それでは、お尋ねします。

そういった自然災害によって問題が出たことからということが今課長答弁でありましたけれども、1つは、この3つの公園は全部市のものですか、それとも、地権者のどなたか所有している森でしょうか。

○**秋谷公臣委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** お答えします。

市で所有している部分のところもございまして、別で地権者の方からお借りしているところもございまして。

以上です。

○**秋谷公臣委員長** 竹内委員。

○**竹内陽子委員** それでは、ここではっきりしておきたいんですが、所沢と神々廻と中木戸がありましてけれども、このうち個人が持っているのはどれですか。

○**秋谷公臣委員長** 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

所沢市民の森になります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今回都市公園ということになったときに、地権者とはどういう話合いが行われたのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

今回位置づけが変わりますので、地権者に対しても同様のお話を、御説明をさせていただきまして、御理解を得たところでございます。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 その御理解というところなんですが、きちんと書面で取り交わしをしたということはあるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 すみません、ちょっと先ほど一部訂正がございまして、どこが借地かというところだったんですが、神々廻市民の森についても借地でございます。

書面で協議をしたのかというところについては、書面では特に交わしていませんが、口頭で御説明して御理解を得たところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはどうなのでしょう。やはり市の森として、都市公園の森という位置づけになっていて、前市民の森で、その地権者から借りていたから、何となく継続的に市民の森から都市公園に変わったんだというだけで、きちんとしたそういう書類のやり取りというのはしなくて、今後問題出てこないのでしょうかね。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 今後都市公園に変更する場合には、借地契約の中でその辺の位置づけについてもちゃんと取り交わすこととしております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはしっかりやっていただきたいと思います。

それと、じゃあ、この都市公園になったときの管理はどこなされるんですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 管理につきましては、市のほうでやっていくことになります。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ちょっと窓口で聞いたんですけども、管理は環境塾のほうにお願いするとか伺ったんですけども、そういうことはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

現状市民の森につきましては、シルバー人材センターのほうに除草等の管理を委託しておりまして、今後環境塾ともお話を進める中で、環境塾のほうでも管理ができるようであればお願いしていくようなこともあるかというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 シルバー人材にお願いするとなると、契約をすることになると思いますけれども、環境塾とも同じような対応をしていくんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

同じような形になります。契約をしてという形になります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 じゃあ、1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほども課長の説明で、台風がきっかけになって多分このような形になったというお話がありました。そうすると、台風という事後の対応と、それから、台風が来たときに倒木にならないようにする、その事前の対応と、2つ考え方があると思うんですけども、いずれにしても今までよりもいろいろな費用がかかると思うんですね。その際、この公園、移行したことによって、何らかの交付金というのはあるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

都市公園に移行しますと交付税の対象になりますので、交付税についてはその分見合いで入ってくるようにはなります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 都市公園になるということで、お話を伺うと、近隣公園だということですが、他の都市公園は定期的にきちんと管理も整備もされて、危ない場所があれば修繕されてとかいうふうになっていると思うんですが、市民の森も都市公園に格上げするというのか、責任を持って管理するというようになった場合は、計画的な保全、修繕計画等々などが持たれるようになるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

都市公園に移行しますので、今後長寿命化計画にも入れていくようなことも検討しながら、適正に管理をしていこうというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 行政経営戦略会議を読ませていただいたんですが、当初の予定だと、本当は昨年の4月以降に都市公園化の条例整備をするというふうになっていたようなんですが、これが1年遅れたこととなります。このことについて何か特段の理由はありますか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

先ほどちょっとお話にも出ましたように、一部個人所有の土地とかもございまして、地権者との協議ですとかを行っておりましたので、このタイミングになったところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 昨年は神々廻の森の歩道を森林環境譲与税を使って整備をしたということもあります。そういう市民の森の位置づけだとこの森林環境譲与税というのが使えるのか、都市公園になってもそういうようなことで整備の費用として充当できるのか、それはどのようになっていますか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

森林環境譲与税につきましては、人口等で配分されておりますので、配分額については特に変わるようなところはないんですが、ちょっとどういった事業に充当できるか等につきましては、ルール等をよく確認しながら、充当できるものにつきましては今後活用して事業を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、例えば、今までと格付が違うようになると、かける整備費も変わってくるというふうに考えてよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

基本的には、何ですかね、位置づけを変えるだけですので、具体で何か改めて整備をするとかというようなところまでは予定はないんですが、なので、位置づけが変わったことによって新たに何か費用がかかるというようなところはないというふうに考えています。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それと、中木戸の市民の森なんかは、要は、都市公園になるというのは環境を整備して人が呼び込めるようなものにするということももっと強力に進められるようになると思うんですけども、隣が産廃の山だったり、環境的にはあまりよろしくない部分もあるのは御存じですよ、当然。そこについて、都市公園という位置づけにする以上、何らかの対策とかいうのは今後考えてられるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

近隣で産廃といいますか、というような事業をやられているところは幾つかあるかとは思いますが、区域の中で何かルール外のことをされたようなときには、その中で指導とかもできると思うんですが、近くで何かしているということに関して、都市公園に移行したことによってそれを何か制限するとかというようなことはできないというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは分かりますけども、整備をしていく上でそれは当然視野に入れなきゃいけないことではないのかなと、全体を考えた場合、それは思います。

あともう1点、市民の森という位置づけで谷田清戸の森というのも戦略会議では出てきているんですね。実質4つあるような位置づけの話合いがされているようなんですけども、谷田清戸の森については今回は外されています。そこについてはどのようなふうになっていくのでしょうか。いずれは都市公園というふうに整備されていくのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

谷田清戸の市民の森につきましては、現状はまだ市民の森としての位置づけはないようになっています。谷田清戸市民の森につきましては、保全と整備のバランスですとか、整備区域などについて地権者との協議もまだ決まっていらないような状況になりますので、これから整理がされた場合には都市公園として位置づけていくことも考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 先ほどどなたかが聞いてたんですけども、都市公園に位置づけることで財政措置的には何がどういふふうになるのかというところをもう1回教えていただきたいんですけども。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

都市公園に移行しますと交付税の対象にはなりませんので、交付税の額は増えるような形になります。以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 交付税というのはどのくらい増えるとか、そういう目算は立っているんですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

ちょっとあくまで概算での試算にはなるんですが、約3万6,000平米ございますので、130万円程度増えるのではないかとこのように試算しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第3号 しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○秋谷公臣委員長 日程第2、議案第3号 しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 まちサポの開設当初の予定と大分狂いが生じてきているということも聞き及んでいますが、今回の条例の一部を改正する条例の制定について、ここに至るまでの経緯、どのように変わったか、今までと、当初の予定とは大分変わっていると思うので、その経緯はお話いただいたほうがいいかなと思います。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

まちづくりサポートセンターは平成30年度に開設をされたわけですが、開設前の平成29年度の行政経営戦略会議にて、センター開設後に運営機能を段階的に充実させ、市民運営の団体を設立し、開設6年目の令和5年度に指定管理者として運営を移行することを目指すこととし、開設3年目の令和2年度に指定管理者への移行に向けた検証を行うこととされました。

開設3年目の昨年度に行政経営戦略会議にてこの検証を行った結果、市民運営の団体設立により、指定管理者として運営を移行するまでには至っていないという状況にあることから、令和5年度より民間事業者による指定管理者制度に移行する方針に改めることとし、決定されたものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 当初の予定は、確認ですけれども、要は、委託をした人たちで団体を結成して、そこに1者指名的な形で指定管理者制度の導入を、その団体に向けて行おうというふうにしていたということですよ。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

当初の予定ですけれども、まちサポの職員となったセンター長、それから、市民コーディネーターが中心となりまして、運営機能を高めて、そして、団体としてのチームとなり得るよう力をつけて、そういった団体が指定管理を請け負っていくというような、もちろん指名というところというよりも、いろいろな民間の団体も含めて、指定管理を請け負っていくようなことを目指していたというのが当時の考え方です。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 民間の団体も含めてということですが、そもそも公募するつもりだったのか、それとも、今回の予定変更で公募になったのか、そこはどうなんですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

指定管理者制度は民間事業者の活力を導入していくということになりますので、1者の指名のような形というよりも、市民団体も含めていろいろな団体にも応募いただいた中から決めていくということで、もちろん地域の皆様のいろいろな状況も加味した上で選定していくというような考え方でおります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そういうふうにはちょっと読み取れなかったのですが、1者、そもそもチームをつくったそこに指定するという感じで、逆に競争性が働かないかなと思って質問したんですけども、今回の方向転換で公募ということに決定ということで、確認ですけども、それでよろしいんですよね。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 そのとおりでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 このように予定が変更になってきたということについて、登録している市民団体の方に対しては、何か説明をするなり、今までもされているんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

こちらの検証を行った後、令和3年度に入る頃に、まちサポの登録団体の皆様には、令和3年度からの運営の紹介という中の1つに、指定管理者制度にこのような形で移行していきますというようなことで、文書のほうで通知をしております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 施行期日が来年の4月1日からの条例なんですけれども、この向こう1年間の間で、この条例改正を今しておくことで、行っておくこと、1年間ではどういうことがありますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

これから募集要項の作成作業に入る必要がございます。募集要項を作成いたしまして、令和4年の7月頃ぐらいから指定管理者を募集し、その選定審査会は秋頃に開催をいたしまして、指定管理者の候補者を決定し、令和4年の12月議会に指定の議案を上程したいというふうに考えております。また、令和5年の3月までに指定管理者と市との協定を締結し、令和5年4月から指定管理者に移行したいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 その一連の手續というのはどういう何か条例なり何なりにのっとることになるんですか。施行があくまで来年の4月1日からになっているので、何に依拠してそれが行われていくのかちょっと今疑問に思ったんで。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

こちらの移行に当たりましては、地方自治法第244条の2第3項の規定におきまして、条例の定めるところにより法人その他の団体に公の施設の管理を行わせることができると規定されております。また、第244条の2第4項において、条例には指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、その他必要な事項を定めることとされており、指定管理者制度を導入する場合には今の条項に基づいた条例を制定する必要があるということで、このたび設置管理条例に必要な事項を盛り込むということで、提案に至っております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、何点かお伺いをしていきます。

まず、この提案理由の中に、指定管理に移行するということから始まって、いろいろここに条例についての説明があったわけですがけれども、まずこの資料の2ページにあるところ、第21条、これ個人情報保護、漏えいした場合には指定管理を取り消すというふうになっているんですけれども、例えば、現状の運営から見ると、4人ぐらいの方が仕事をしていらっしゃいます。そうすると、仮の話ですよ、4人のうち1人、その方が個人情報保護を、外へ出して、そこも指定管理になっていた場合は、これは多分一蓮托生で指定管理は外されると。改めて指定管理を応募したときに、外された人を除いた3人は、例えば、非常によく働いて、そして、皆さんにも慕われるようなメンバーであったときに、その3人とほかのメンバーを組んで指定管理にしてきた場合は、そういう場合は認めるんですか、認めないんですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

秘密を漏らした場合のときの、その対応なんですけど、指定管理者が決定しましたら、センターが適正に管理運営がされるよう、必要な事項を定めた基本協定書というものを指定管理者と締結いたします。この協定書の中におきまして、秘密保持義務、あるいは、市による指定の取消しの規定も盛り込むこととなります。こうした指定管理者が基本協定や関係法令等を違反した場合は、市が期間を定めてそこを是正するように指示を出します。それが解消されないときには、取消しだとか、業務の停止

もあり得るわけですが、今のケースについては、その時々の内容を総合的に見てそこは判断していくということになると思います。個別のケースは、こういった状態でこういった背景の下でそうなったかということ踏まえて、処分ですとか、そういった業務停止だとか、そういったものは考えていく必要があるというふうに思います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 このまちサポの場合の指定管理というのは、やはり市民に愛される、そして、非常に仕事も行政との連携を取りながらという、多分そういう仕事になっていきますので、そういったケースは多分出てくるんじゃないかなと。もしですよ、個人情報保護を漏えいした場合にはね。だから、そういうところも市民から、再編のときはこれでいいの、どうなのということがないようなことは、しっかり市のほうも考えておいていただきたいというふうに思います。

次、行きます。

○秋谷公臣委員長 そのまま、竹内委員。

○竹内陽子委員 それと、議案の4ページのところ、下のほうにある第18条、2、3、4、5とあります。ここについてちょっとお尋ねしておきます。

2のところ、徴収した利用料金は利用料金が指定管理になると発生してくると思うんですが、ただし指定管理者が還付を認めるときはこの限りではない、還付なんですけれども、指定管理が還付を認める、どういうとき認められるんですか。今でも市民活動に貢献しているとなると、例えば、ウェルぷらっとの団活なんかは認められています。この曖昧模糊とした表現なんですけど、どういうことをきちんと考えられていますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

まちサポも各センターも、この還付についての考え方は統一事項として持っております。還付を認める条件といたしましては、台風ですとか地震などの特別の事情があるときはやむを得ないものとして還付を認めているというような状況です。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはきちんと記載するわけですね、これに当てはまる事項に対して、例えば、今災害と出ましたけれども、ほかにもきちんと例を出して、これとこれとこういう場合にはというふうに明記しておくんですね。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 先ほど還付をやむを得ないものとしているという答弁させていただきましたけれども、その年度内にまた別の機会に施設を利用する場合には、そこにまた延期をするよう

な形で、先に支払った利用料金をもって次の機会に使っていただくというようなことで、年度内に利用がない場合にはやむを得ないものとして還付をしているというようなところですよ。

それから、この還付の条件を規定するのかということなんですけど、募集要項を作成していく中に、いろいろな細かい仕様というものを記載していきますので、そこにはいろいろな細かい規定を設けたり、こういったことをしてくださいということがありますので、必要によってはそういったところにも書き添えていきたいと思います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ぜひそうしておいていただいたほうが運営がスムーズじゃないのかなというふうに思います。ほかの団体でもいろいろなことが聞こえてきましたので、それはよろしく願いいたします。

それから、3番目、この利用料金というのを市長の承認を受けて指定管理者が定めると。利用料金書いてあるんですけども、定める、これはどういう関係になるんですか。市長の承認を受けて指定管理者が定める。範囲内においてですよ。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

指定管理者制度になりますと、住民サービスの向上ですとか、それから、経費の節減といったようなものを十分に図っていくということになりますので、指定管理者によっては利用料金を下げるといったようなことも、指定管理者制度のメリットとして期待される部分がございます。そういった場合においては、この条例で定める利用料金を上限として、その上限の中で、指定管理者が申し出て料金下げの場合とか、そういった場合には市長の承認を受けて定めるというようなことでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 利用料金を見るとそんな高いものでもないんですね、1時間幾ら。それを利用料金を下げる云々と細かく言ったら、これかえってややこしくなるんじゃないですか。ニーズが高くなってくると私は思うんですけども、こういうことというのはどういう考え方なんですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 指定管理者制度は、民間の能力やノウハウを幅広く活用することによって、住民サービスの向上と経費の縮減を図るといいます。その1つの中に利用料金の低料金化というのは指定管理者制度のメリットとして考えられるところです。

過去にも、白井コミュニティセンターにおきましては、利用料金を1時間の利用につき20円から30円程度下げたという例がございます。市としては、指定管理者制度のメリットの1つとして、利用料金の低料金化の提案があった場合にはそれを受け止めていきたいと考えております。

しかしながら、利用料金を下げるといふものは指定管理者側の収入減のある意味リスクも伴いますので、当然ながらそのリスクは指定管理者が負うもので、赤字になったからといって市がそれを補填するということはありません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 次にいきます。5番、利用料金は指定管理者の収入とする、当然のことなのですが、例えば、今回のようなコロナ、もう1年、去年からずっと、そして、なかなか収入がなかったと、利用料金の、こういった場合、指定管理に委託料、これに対して市はどういう考えを持っていますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

昨今コロナウイルスの感染拡大で、施設の全面閉館ですとか利用制限によって、利用者数の減少というものが既に出ている状況ではあります。こういった利用料金の収入が減るといふようなこと、指定管理者に損失が出た場合は、コロナで減った利用料金の額と、一方で、逆に削減された額というものもあるでしょうから、それを比較検討しまして、指定管理料の補填などの費用負担について対応を検討することになりまして、そのときの具体的なケースを総合的に見て判断をしていくということになろうかと思えます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 現在登録団体、登録をしてあるのは116番までありますから、116という登録があったと思うんですが、現在活動は99団体というふうにこの一覧表から見るとなると、約85%、初めから見ると85%の活動なんですね。こういう減ってきているという中で、指定管理に移行していく中で、これはどういうふうに考えていますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

今百十数団体という団体の数のお話がありましたけども、恐らく団体数は、平成30年度からオープンをして登録をした団体の延べの団体数だといふふうに思います。現在は100弱の団体が登録しているわけなんですが、毎年毎年団体の登録が増えて、あるいは、登録をこれでもう終えてということで、出入りがあります。経年的にはどんどんと団体数は増えてきているんですけども、その流れを指定管理者制度に移行したことによって止めてしまうということではなく、さらに登録団体数を増やしていけるような、そういったような情報発信、それから、団体への誘いかけ、そういったものも指定管理者の事業者にはしっかりと求めて、充実させていきたいといふふうに思います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑は。

柴田委員。

○柴田圭子委員 最初に聞けばよかったですけれども、そもそもなんですけれども、令和5年度から指定管理者制度に移行して運営していくというのが最初から決まっていたのですが、途中経過を見て、まだ十分な機能とかも備わっていないという状況から、令和5年度という期限ではなく、それを先延ばししてもうちょっと様子を見ましようとかいうような選択肢は話合いの中ではなかったんですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

令和5年度までに市民の皆さんが団体を結成して指定管理者制度ということが難しければ、もう少し年数を後に回してということについては、そういったことも一部検討は内部ではいたしました。

しかしながら、市として指定管理者制度は様々な施設でこれまで導入をしてきております。ですので、まちづくりサポートセンターも当初の市の政策方針に沿って、指定管理者制度に令和5年度から移行するというように決定をさせていただきました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしますと、今まで予定したとおりの中身で充実させていこうという、スキームがありましたよね。拠点機能は1年目に持たすとか、最後の年には育成機能、調査研究機能まで全部、7つの機能を全部兼ね備えさせた上で指定管理制度に移行するというような最初はスケジュールだったと思うんですけれども、それがこの3年間で想定された進捗状況とは大分乖離をしていると、そういう今状況だと思いますけれども、令和5年の指定管理制度までにその7つの機能を全部備えさせた上で指定管に移行するということを目指しているんですか。それとも、もうとにかく期日だけ切って、中身どうであろうと民間の指定管にとにかく委ねようということになるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

令和4年度がこれからまだありますけれども、まちサポはこの7つの機能を高めて充実させていくということによって基本理念を達成しようということが大前提としてありますので、指定管理者制度に移行するまでの間においても、市の直営でこの7つの機能をなるべく充実させていくということでの事業展開を進めていきたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、確認ですけれども、もう4年目ぐらいからは7つの機能が全部備わっているという予定だったけれども、全く今そうではない状況ですよ。それでも令和5年、とにかく機能を備えていなくても、民間の事業者任せ、7つの機能を備えてもらうよう努力しましょうというふうに、そこも方向転換をしたということですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

令和4年度まで7つの機能を十分高めるだけの努力をした上で、その7つの機能が当初の予定どおり十分に充実されていなかったとしても、令和5年度から指定管理者制度に移行していこうという考え方でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 このところがよく分からないんですけども、当初の、要は、きちんと備えた上で移行する、つまり、今あるセンター長とか地域コーディネーターの人たちがその7つを備えさせる十分な力をつけて、それで、その上で指定管理にその人たちに移行させようという当初の腹づもりであったが、そうはいかなくなったので、7つの機能とか何とかはともかく、令和5年度から指定管理者にとにかく任せちゃおうと。7つの機能というのはもう取りあえずどうでもいいみたいに聞こえちゃうんですけども、そこと指定管とのリンク、いわゆるまちサポというのは市の中核になる、市民参加の中核になる部分で、一目も二目も置いた施設になるはずなんですけれども、その辺りをちゃんと明確にしないで、ただとにかく民間に任せてしまうというのは、それはどうなんだろうと、市としての考え方はどこにあるんだろうと私は思っちゃうんですけども、そこについてはどうなんですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

7つの機能は、このまちサポにとっては、直営でも、それから、指定管理でも、非常に大切な機能というふうに捉えております。7つの機能が不十分なまま指定管に移行していくということについての疑問でありますけれども、この今の体制の中で7つの機能を備えて自立一体的な運営をしていくということが、なかなかそこまでは困難だというようなこと、そういったようなことから、令和5年度から民間事業者に移行するということですので、令和4年度いっぱいまでは今の体制で精いっぱい機能を高めて移行していくということです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしい。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 賛成はいたしますけれども、今までの質疑で明らかになったように、備えるべき機能が十分に持たれないまま指定管に、結局その機能を持たせることも含めて投げるという形になってしまうんですね。先延ばしを検討しなかったのかという質問に対しては、それも一部は、ちょっとは出たけれども、とにかく予定どおり進めようということだったという話で、言ってみれば、今の中で7つの機能を備えさせるまでのチーム力を高めるのは無理であって、民間のもっと別の力を借りなくてはできないのではないかというふうに判断をしたのかなと思います。

であるのでしたら、まちサポという重要な位置づけにあるセンターについては、十分ないい審査を行って、いい管理者が運営していけるような体制を十分に整えていただきたいと思います。

以上で賛成討論といたします。

○秋谷公臣委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

じゃあ、11時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○秋谷公臣委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(3) 議案第9号 白井市道路線の認定について

○秋谷公臣委員長 日程第3、議案第9号 白井市道路線の認定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 この市道認定のところで、資料のページでちょっと読み上げさせていただくんですが、12ページの市道路線の④から⑧までの部分、これ今井の桜、川の周辺の市道認定なんですけれども、一昨年、11月に、全員協議会において、国営総合農地防災事業（手賀沼地区）の改良事業の説明

を受けているところです。この手賀沼の土地改良の説明をいただいた中で、この河川のところの拡幅の改修ですとか、そういうものが、2年前に説明を受けているんですが、これ市道認定することとこの国営農地のこの事業等の、ちょっと関連性について御説明をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

当該金山落しの国営事業による拡幅等々の関係ということになりますけれども、市として道路を認定したということについて、その区域においても国営事業の範囲に入っていくということになれば、当然事業範囲が決定された段階で市とも協議をしていくというようなことになってまいりますので、そのときにまた取扱い、あるいは、道路のすりつけ等について協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 それでは、確認を含めてなんですが、この事業説明を受けたときに、金山落しの水路の設計作業というのが令和9年からと、工事の実施が令和11年と、まだ随分先ではあるんですが、小森揚水機場、これが移設、新設されると。これがこの番号の㊸付近、この辺りに移設されるということで、これはもう令和3年から設計作業、それから、令和5年から工事の実施というような説明を、2年前ですけれども、予定ということで受けているんですが、この辺りについて、市としては早いうちに国営事業のところと打合せをしなくてはならないと思うんですが、その辺りについての御見解をお伺いいたします。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

今回の小森排水機場の移設というようなことにつきましては、市で把握しているところでは、排水機場が移設先となる下手賀沼の取水口に当たるところについては、そこは今回の認定には入っておりませんが、平塚の下道、いわゆる市道00-002号線より上に向かっていくというようなことを聞いております。市としても当該国営事業の設計等を進めるに当たって、境界査定等が行われております。こういった中で、市でも国営事業のほう徐々に準備をされて着手してきているというふうに捉えてはおるところでございます。

その後工事等ということになった場合には、市道等、あるいは、市道等でない部分については、法定外公共物の管理条例、これらによりまして、道路占用等の協議というようなことも含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 今課長のほうの御答弁の中で、この市道路線等の認定は小森排水機場のところは影

響ないというような御説明だったかなと理解してしまっただけですが、以前いただいた中で、この小森揚水機場の移設、これが新しく移る場所が、私の認識ですと13-044号線、77番の付近に移設されるというような認識でおるんですが、この辺り違うんでしょうか、確認です。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 道路番号の13-004号線というよりは、認定番号、ちょっと今分かりませんが、ちょうど77番というふうに番号が書いてある辺りというようなことで、今回の認定路線やその付近ではないところだと認識しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 すみません、しつこいようで、最後にちょっと確認なんですけれども、小森揚水機場も含めて、今後金山落しのところに国営で改修事業が入ったときに、これを市が市道に認定したことによって、市に及ぼす影響、あるいは、国営事業に及ぼす影響というのはどんなものがあるのかお答えいただければと思います。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、認定をした路線ということになれば、道路法に基づく手続というようなものも1つ考えられるかなと思います。そういった中のものが1つ。それから、認定していないところということになれば、これもまた市の法定外公共物管理条例に基づいて手続を行うようなものも入ってくるかなんていうふうに思っております。この辺の手続ということで協議をしていくということは、1つ事務的には増えるかもしれないんですけども、そのほかで大きく何かこう変わるというようなことはないものと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 すごくたくさん今回あるんですけども、認定するだけで特に変わることはないというような説明でもあったように思うんですけども、市が責任を持つことになるわけですよね。去年の決算書なんかをちょっと見ると、こここのところの質疑が出ていまして、そのときに、市の責任というのはどういうふうになるんでしょうかという質問があったんですけども、それに対して、砂利入れの要望とか、きちんと対応していくというお答えだったんですね。そういう要望は今までもあったらろうし、これからも逆に市道認定された以上は増えるだろうということも当然予想されるということも全協での説明としてありました。

認定する以上はそういう、拡幅とかということまでではないにしても、整備の要望とかいうのも見越して、何というのか、整備計画みたいのを立てた上で認定をするのか、地方交付税が780万円入るといっても、その整備していくのにどのくらいの予算を見込んでいるのかとか、そういうような計

画はあるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今回の認定に当たっての整備計画等についてということだと思います。初めに、委員御指摘のとおり、今回この認定に当たりまして、拡幅等の、あるいは、改良等の工事を計画しているというものではございません。やはり今までお話にもありましたとおり、今までどおり砂利を入れていく、あるいは、わだちになってしまっていて通りづらくなるとかというところを平らにならして通りやすくするというような考えでございます。

今後これを拡幅とか、そういったようなことというのはなかなか考えられるというところではありませんけれども、必要になった路線とか、そういったものが出てくる場合には、全体の道路のネットワークづくり等の中で検討していくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 お聞きする限りでは、特段ここについて予算をつけたり、そういうことは、計画はなく、必要に応じて考えていきたいと思いますということに聞き取れますけれども、それでよろしいんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 おっしゃるとおりでございます。今のところ計画策定に向けた予算の確保等については考えていないところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今回認定する中には、いわゆる泥の、砂利とか、土で固められた赤道だけでなく、アスファルトがもう既に敷いてあるところもあるんですよ。その扱いというか、それは今まで何かの経緯があつてアスファルトが敷かれたんだと思うんですけども、せめてそれと同じぐらいにどのような形での要望というのも増えてくるかなという気もするんですが、どういうふうに考えたらいいんですかね、ここら辺については。アスファルトを敷いてあるところも実際あるし、それを同列で認定して、今後どうしていくんだろうというのはやはり疑問に思うんですが、そこはどうでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 現況において、赤道であったところも舗装されている部分があるということについては、道路を造る段階で、市のほうでも、そこが非常に悪くなって、あるいは、ぬかるんでしまったりとか、そういったこともあつて、一部だけ舗装したとかというようなことも、当然それは考えられます。ただ、そこがあるからといって、そこを見て市民の方あるいはその近隣の方から、全てを舗装してほしいとかというようなお声を今まではいただいたことはございません。先ほども申し上げまし

たとおり、今後認定していくという中で、要望というものがいろいろな形、様々な形で出てこようかと思えます。そういった中において、個別具体の事例を確認しながら検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今回かなり認定する道路がたくさんあるんですね。しかも、このデータを、表を見ると、幅まちまち、長さもまちまち。これで、地権者の方の何人かに伺ったんですけれども、まず1つ、今回私どもはこの場で認定するわけです。それで、測量は去年いろいろされたと思うんですが、地権者にそういうお話をきちんとしてありますか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 地権者のほうに確認をしたかということでございますけれども、認定に当たって、まず地権者のほうへの説明、あるいは、地権者の同意等は取っていないところです。これは、認定に際しまして、道路の境界確定とか、あるいは、道路に接続する、接している地権者の方の同意等が、法の立てつけ上としては必要ではないというようなところもございますので、その辺はまず話等はしていないところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうなると、例えば、これはこの場で今回賛成で認定が決まったら、もうぜひそれは地権者に報告をしていただきたいと思うんですが、例えば、在来地区の方ですけれどもね、畑を持っていらっしゃる方が、隣の土地と隣の土地、この赤道は1間だという認識で1.8メートルとっているところが、今回この一覧表見ると2メートルになっている。こういうところに、ささいなことと言えばささいなことなんですが、今度法的根拠になるとまたちょっと数値が違うものですから、そういうところはやはり市道という認定をするに当たってはきちんとしておかなきゃいけないわけですよ。その辺は、今後議会でこれを認定した場合には、地権者にそういうことも含めてきちんとお話しされるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

道路に面している地権者の方の認識と市のほうが今回認定しようとしている幅員がちょっと違うんだけれどもということかなと思いますけれども、市としては認定は現況を見て認定をしております。おおむねここが2メートルくらい取れそうだなというようなところであったり、わだちができていたり、あるいは、通った跡があったりとか、そういったところの現況として認定をしております。この認定について、例えば、先ほど申し上げましたとおり、境界確定までは要するものではございません

けれども、認定することはその道に接続している土地の地権者にとっても不利益ではないというよう
なふうには考えているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 分かりました。いずれトラブルがないように、それは後日地権者にもきちんとお話
いただければと思います。

それと、メリットは何かという中で、後の交付税措置がされるということなんですが、この交付税
措置というのは、もちろん道幅と、それから、道の長さ、こういうことによって変わってくるわけ
ですね。それでこの想定された交付税、令和5年度から多分780万円だということと解釈してよろしい
んですか。

○秋谷公臣委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 普通交付税の道路の計算は幅員と延長が主になっておりますので、今令和3年
度の計算式に当てはめると780万円程度の交付税措置がされるというふうに見込んでおります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 これはそのように認識をしておきます。

次に入ります。番号の、要は、何番だったかな、富士のところがあります。富士のところの開発行
為によって、これは何番になるのかな、12-219、資料の1の、いいですか、分かりますでしょうか。
そこのところの場所は市街化調整区域でよろしいでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 市街化調整区域です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうしますと、この市街化調整区域は、開発行為の事業者がこの道路を造って、市
のほうにそれなりの費用を支払うということに、端的に言うとそういうことになると思いますけれど
も、これが市道になった、そうすると、市外化調整区域だから、これは都市計画税も払わなくてよい
ことになるわけですね。そうしますと、何年か先に至って、5年か何か先になって、この道路が傷
んだ。市道ですから市が管理しますね。そういうことと都市計画税との関係を考えてときに、これは
市はどう考えますか。

○秋谷公臣委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 当該区域は調整区域ですので、都市計画税の充当区域ではないというふうに認
識をしております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 すみません、当該区域は調整区域ですので、都市計画税を充当するようなどころではないというふうに認識しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうなんです。それは分かっています。だから、今後その道路が傷んできたら市が充当していかなきゃいけないお金があるのでどうしていきますか、どう考えていますかと聞いています。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 調整区域において新たな道路の維持管理が増えるということで、今後傷んだときにどういうふうにやっていくのかということかなと思います。

まず、当該新しい道路、開発行為で帰属を受けたところについては、開発者の責任において工事をさせていただいております。公共施設、下水とか、そういった必要なものは当然入っていて、それを検査して、出来上がりというものを確認して、市のほうで帰属を受けると。また、道路につきましても、道路排水とか、舗装の仕上がり状況等も確認をしながら帰属を受けているところです。

今後その中で、仮に1年、2年のうちに道路が壊れてしまったというようなことについては、なかなか原因というものはまずどうなっているのかということも調査して、対応について検討していくものと考えておりますけれども、開発行為においては瑕疵の期間というもの2年程度だったと思えますけれども、そういった中で対応できるものはまず対応していただく。それ以降で経年劣化で壊れるものということについては、これは市のほうで直していくものというふうになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 瑕疵の話が出ました。ちなみに、そういう道路に関しての工事の後の瑕疵期間は大体どのぐらいなんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 失礼しました。通常2年程度だと思います。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、いろいろ質疑があって、最終的に、ちょっとおかしな聞き方もかも分からないんですけども、要は、この赤道というのは道路になれなかった里道というような感覚で僕は思っているんです。今回この赤道が認定される。そして、俎上に上がったもので、全部が認定されるわけではなくて、また今年も調査を続けていく。それが終わっても、たくさん赤道がいっぱい残っているわけですね。今回これである程度、これと来年度審議する分で打切りになってしまうのか、それとも、今後その赤道をどのように市としては捉えていくのか、考えていくのかということのを伺い

たいと思います。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

今年認定分、そして、来年、令和4年度に認定した以降、認定できなかったものの取扱いについてということかなと思います。来年度分で一旦今回の調査をした、全体で120キロ、そして、長さ120キロのうち、今回認定できるであろうというところまで絞り込んできた45キロがございます。その中でもまた市としては令和3年度に認定できるものを23キロの81路線というようなことで選定をしてきたわけですが、来年幾つになるか分かりませんが、ここでこの調査に対するものとしては一旦区切らせていただいて、今後はその必要性等がまた出てきたときに、認定というものはここで今後一切ないということではございませんので、個別具体の事例が出たときにまた検討していくものというふうに捉えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 あと、それで、要は、今のこの赤道というのは国のほうのものという捉え方でいいんですね。そうすると、国のほうからは、今回、それから、来年と、このように受け入れましたということになるんですけれども、その残った分について、国は何かの指針というのか、問いかけというのか、指示というのか、何といたらいいんでしょうか、そこら辺の国の意思というのがきちんと来ているんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 国有財産の取扱いということかなと思います。

国のほうは国有財産特別措置法によって、市が申請した場合には、国が管理すべきものでないものについては、その申請をした市町村に譲与するというような手続を経て、白井市の法定外公共物というものを、いわゆる赤道を譲渡いただいております。これは市のほうに所有と財産の両方を管理する権限を与えられたというふうに認識しておりますので、ここで認定したもの、しなかったものに対する国からの意見等はないものと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑ございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 関連してなんです、よく分からない素人的な質問になるかもしれませんが、今回の提案されている認定で、普通交付税が令和5年から約780万円程度増額になるというふうな認定の額の大体見通しが出ているようですが、そうすると、国のほうは、今の関連で質問なんですけれども、この市については昨年こういう形で今の法令に従って、認定して交付税を出したけれども、これはやはり何年かの中で連続してまた次の年にも出てきたらこれはどうなのかということでのいわゆる改正

みたいな動き、また、市民の方から、そんな形で赤道への補助があるんならば、我々のところの認定された市道についてもっと整備をしてくれとか、いろいろな要望が出てくるということで、バーンと今年780万円の交付税が来るからということ、いけいけどんどんでいくものなのかどうか。今後そういう点で、市民要望なり、国の交付税の考え方なり、そういう形でストップがかかるというふうな懸念についてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 交付税は国の制度です。赤道を市道認定して、道路台帳を整備すれば、ルール上、先ほど言った780万円程度の交付税措置がされると。これをどんどんやっていくと、何ですかね、途中で止まってしまうんじゃないかというような御意見かと思えますけれども、そういうことは、財政課としては見込んでおりません。ルールどおりにいただけるものだと考えております。

また、この財源につきましては、普通交付税は一般財源ですので、道路でいただいたからといって道路に使うというふうなことも考えておりません。広く市の財源として活用できればと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、今後の要望等に対する考え方ということかなと思います。

やはり認定ということになったときに、市民の方からも整備を、砂利をもっともって敷いてほしいんだとかということは、予想としてはあるかなというふうに考えております。そういった中で、やはり今までも、市民からの要望等についてはできる限り対応していくと。例えば、今回幅員1.5メートル以上というようなことで認定基準のほうを行っております、つくっておりますけれども、そういった狭いところであっても、やはり農業者の支援等で、地域の方の支援等になれば、それが寄与するものであれば、1つの効果かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第11号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○秋谷公臣委員長 日程第4、議案第11号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち都市計画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出から歳入の順に、ページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

皆様、19ページの中段、地域振興費から、20ページ上段、戸籍住民基本台帳費、この2ページにわたって、20ページは一番上、上段、その2ページにわたって質疑を行います。

質疑はございますか。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○秋谷公臣委員長 次に進みます。お手元の26ページ、4款衛生費、4目の環境衛生費、これは26ページ全般です。それと、27ページ上段までの1ページちょっと、この間で質疑を行います。

質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 26ページの4款1項4目の環境衛生費、これ県からの支出金が55万円減額になっていきます。当初が550万円なので、ちょうど1割減額という形になっているんですけども、これは、要は、当初の計画があつてのものだと思うんですけども、この減額の理由は分かりますでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

住宅用エネルギー設備等導入促進事業補助金につきましては、令和3年11月に千葉県より495万円の額にて補助金の交付決定を受けたことにより、予算額550万円から55万円の減額をしております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 補助金なので、申請があつたら個人に対して補助金を交付するということだと思うんですけども、減らされても特に事業の続行に影響はないということによろしいですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

今回495万円の内示決定を受けたんですけれども、1月24日をもって予算残額が3万6,000円となっている状況でございます。申請受付につきましては、本日2月末日、今日をもって補助の交付受付が終了となります。ですので、今残の3万6,000円、これが今日の終了時をもって、お客さんのほうから申請があれば、満額の交付はできないかもしれませんが、お客さんがいや、それでも欲しいよといった場合は内示額満額を交付することができるし、なければ残3万6,000円残した形で交付決定となります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 26ページの中段にあります公害対策費、これいいですよ。

○秋谷公臣委員長 はい。

○竹内陽子委員 その上段にある公害防止対策に要する経費、これ委託をしたんですが、どこのエリアをやって、この目的というのはどういうことで、その結果が出たらどういうふうにしたんですか。お願いいたします。

○秋谷公臣委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

まず、今回この委託につきましては、騒音規制法第18条の規定に基づきまして、毎年市内における主要幹線道路を対象として発生する自動車騒音の暴露状況を常時監視しているところでございます。

今年度の調査箇所につきまして申し上げますと、2路線ございます。まず1つの路線としては、県道千葉ニュータウン北環状線の4.8キロメートル、そこで10地点、それと、市道00-015号線では1.5キロメートルにおいて4地点で調査を実施いたしました。調査結果につきましては、11月に調査を実施しているところですが、報告書につきましては今現在受注業者が作成しているということで、結果については、申し訳ありません、まだ把握してない状況でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 じゃあ、結果はともかくとして、この結果をどういうふうにかかして行くんですか。例えば、これは基準以内である、そのままである、いや、基準より随分うるさいぞとなった場合には、どういうことが考えられるんですか。

○秋谷公臣委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

この自動車騒音の常時監視業務委託につきましては、たしか平成24年から、国から委任をされて業務を行っておりますので、結果につきましては市のホームページでは公表しておりません。こちらの結果について、環境省に報告を行っているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 例えば、今464号線もすごい車で、特に祭日等多いのです。音もかなり大きくなってきていると思うんです。その中で、国のほうで何かサインを出したり、対応したというようなことはあったんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 今委員のおっしゃいました国道464号線だと思うんですけども、こちらの路線につきましては、今年度は先ほど2路線というお話をしたんですけども、一応464号線につきましては、来年度1路線を調査する予定で、今見込んでおります。

場所につきましては、今年度やったところは平成28年度に1度やっています。なぜかというところ、こちらにつきましては、国で定めている自動車騒音常時監視マニュアルというのが策定されています。その中で、頻度というのがありまして、こちらは頻度を5年以内に繰り返してやるという形になっていますので、市として5年周期で経過を観察している状況でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、次に進みます。27ページ下段、5款の農林水産業費、そこから次のページ中段までのところで、5款で質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 28ページのところで、農林水産業費、この中でブランド化の事業が減額になっています。これは、窓口で伺ったら、この事業に対してお金が余ればそれは戻すんだと、財政のほうに戻すんだというお話でしたけれども、いや、なぜ戻るようなことになっているのかなと不思議に思ったのは、実はこの間レインボーバスが、何バスといったんでしょうかね、きれいに外側が色塗りされて、ラッピングバス、これが初めて走行するに当たってちょっと式典みたいなのがあったとき、市民や周りの人たちに資料が配られたんです。そうしたら、白井はふるさと産品も売らなきゃいけないのに、来たのがホチキスでとまっているこういう資料なんですよ。ちょっと哀れじゃないですか。やはりね、ふるさと産品なんかを大いに買ってもらおうと思ったら、何かこうちょっと寂しい気がすんですね、ホチキスで、市はいくら節約でもこれはなと思って、そのときに、ブランド化推進事業と、こう書いてあるんですね。ブランド化ということは、梨も含めてここに入っているわけですから、こうやったことにも目を向けて、お金はそういうところにはきちんと使うというような、そういうような考え方というのはなかったんですかね。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 すみません、質問の確認なんですけれども、執行残の利用方法ということ
でよろしいですかね。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 執行残を利用するというよりも、ここには、ブランド化推進事業ですから、そ
ういったことを頭の中に入れておいて、これにも使おう、ブランド化のためにはこれにも使おう、こ
れにも使おうということは、結果的にこういうのを見たときにね、そういった市のほうでは考え方、
やるぞという、何か寂しいなというのがこっち伝わるんですけれども、その辺はどうなったんでしょ
うか。

○秋谷公臣委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 今回の補正の内容につきましては、しろいの梨ブランド化推進事業実施支
援業務委託、こちらのほうの入札に際しまして執行残が出ましたので、その分を補正する内容となっ
ております。あくまでもしろいの梨のブランド化推進事業に要する委託費になりますので、その他の
ものについては特には考えておりません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 だから、その答弁の内容はよく分かるんですよ。そのとおり真面目にきちんと行っ
ている。ところが、とにかくブランド化、要するに、売っていこうということですよ。市は梨をどん
どん売っていこう。そういうことだから、その事業の中にこういうものも織り込んでできなかったの
かなということなんです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。質問、答え。

金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 委託費用につきましては、当初予算の編成時に既に仕様書等を作成して、
仕様書に基づきまして入札をしております。仕様書の変更等につきましては、設計変更という行為に
なってしまいますので、年度途中ではそのようなことは特には考えておりませんでした。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、次に進みます。同じページで、6款商工費、次のページの中段、上段
まで、商工費について質疑をしたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、そこから29ページ、7款土木費、これ32ページの上段までありますけれども、土木費全体で質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 7款2項1目道路維持費のところ、14節工事請負費なんですが、これは国からの増額、追加の内示があって増額の補正ということなんですけれども、この道路修繕工事、具体的な場所までいいんですけれども、何か所ぐらい予定をしているのか、まず確認させてください。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

4か所でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 4か所で約1億8,000万円の修繕費と、分かりました。

それでは、次、ちょっとこども、2目に移るんですが、道路新設改良費、これ御説明をいただいた中で、工業団地のアクセス道路整備、これについては補助割れを起こしたということで、約1億9,000万円の減額になっているということなんですけれども、この補助割れなんですけれども、要望額に対してどのぐらい国からの補助が受けられるように、どのぐらい割れてしまったのかということで、確認をさせてください。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

今年度分、令和3年度分は約30.6%でございました。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 30.6%ということで、そこは確認をさせていただきました。

それで、これ補助割れが起こって、減額になっているわけなんですけれども、この工業団地アクセス道路の整備というのは重点事業の部分に入っているということで、市としては今後の影響をどのように捉えているか確認をさせてください。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

補助割れによる工事完成に関わる今後の影響ということでございますが、補助対象事業については、今回この事業は補助見合いで工事を行うこととしているところです。補助割れをした場合は工事の規模などを縮小して執行しておりますので、今令和6年度の供用開始を目指しているところでございますけれども、暫定を含めて供用を目指しているところですが、それにも遅れるような影響というものも考えられるところではございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 ちょっとこれは執行部のほうでお答えにくい部分もあるのかもしれないんですけども、補助割れを起こしている要因というか、原因というか、その辺りどのように捉えられているかちょっと確認をさせてください。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

補助額の決定については、国交省のほうが決めてきております。この要因というところまで示されていないのが現状でございますので、今のところは市としてはその決定額に従って工事のほうを執行していくというふうに考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今回の工業団地アクセス道路のところなんですけれども、現場を見に行きました。土のうが全部下ろされて、いよいよ工事に着々と入っていくのかなというふうに見てきましたけれども、ただ、この予算で行っていた工事は、たしかプレロード工法ということでやっていたと思います。そのときも私はすごく心配をしたんですが、これで大丈夫だという、今回の工事なんですけれども、周りはやはり変わらず湿地帯ですから、水分はかなりあるわけです。このプレロード工法で大丈夫ですよということであっても、周りの環境は全て湿地帯で、万が一のということが起きた場合、これは市はどういうこの業者と契約を取り交してあるんですか。万が一また水分が上がって、これが道路工事に影響するといった場合には、どういうことを考えて業者と、工事はもう終結しましたよというところに対して、市はどういう対応を取っているんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

まず1つは、工事中に水が湧いてきたらどうするんだということかなと思います。なかなかちょっと技術的なことがよく分からないところもありますけれども、水が湧いてくるというような状況については、その水を排水しながら道路のほうは工事はまず進められるかなというふうに1つは考えております。

それから、もう1つは、工事が完了してから、仮に重大なことが起きたと、この水が原因で重大になるようなことが起きたらということだと思えるんですけども、今回そのところは、設計がどうだったのかとか、あるいは、施工としてはどうだったのかとかということは、やはりまずは検証しながら調査をしていくというようなことになろうかと思えます。

今回工事をして、本線整備ということに入っていくわけでございますけれども、この中に契約としてはその契約の不適合責任の期間等が定められております。先ほど瑕疵期間のお話を少ししたんです

けれども、2年以内であればまず通常の瑕疵として、そういったときに申し入れて、協議をしながら直すかどうかという検討をしていくということが1点ございます。

もう1つは、その不適合が受注者の故意とか、または、重大な過失によるというような場合がもし出たときには、これについては契約の不適合に関する受注者の責任、これは民法で定められている対応になるというようなことで、契約約款のほうにはうたわれているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 すみません、竹内委員、あと質問大分ありますか。

○竹内陽子委員 いや、今の続きです。

○秋谷公臣委員長 時間が時間なんで。

○竹内陽子委員 1つだけ。

○秋谷公臣委員長 じゃあ、お願いします。

○竹内陽子委員 今の続きなんですけれども、民法にいろいろ書かれているといっても、このプレロード工法に関しては、その瑕疵期間というのが2年と言いましたけれども、取り交わしはしてあるんですね。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 プレロード工法で瑕疵担保を取っているというわけではなくて、今まで盛土工事をやってきたその全体として瑕疵というようなことで捉えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

やりますか。すみません、大分何点かありますか。あれば午後からにしますけれども、よろしいですか。

じゃあ、時間ですので、ここで休憩に入りたいと思います。

午後は1時10分から再開したいと思います。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時10分

○秋谷公臣委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど竹内委員の途中で終わりましたけれども、ありますか。終わりました。

そのほかについて質疑のある方、よろしくお願いします。

柴田委員。

○柴田圭子委員 では、最初の市道維持修繕のほうの工事請負費、道路修繕工事が追加になっていまして、これは当初で示された4つぐらいの道路修繕工事として資料として出されているものは

完了した上で追加でという解釈でよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 追加となります。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これは、社会資本整備総合交付金が追加で出たからというお話でした。道路を修繕しなきゃいけない先はいっぱいあると思うんですけども、どういうふうに申請を出すんですか。国から金額このくらいで、追加があれば出さないというふうなことを言われて、それに見合う工事を市がペンディングになっているものを見繕って申請をして、オーケーもらうというような流れなんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 国のほうから、国の予算額ありきというよりも、市のほうが修繕計画に基づいて選定をしていて、その額を国に申請をして、国のほうが交付金をつけてくるということになります。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは当初では示されなくて、必ず年度途中でそういう今みたいな形で補助金の追加という形が示されていると、毎年なんかそんな感じのように見えますけれども、大体流れとしてはそういうふうになっているのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、令和3年分については、このことについては令和4年度に予定していたものを前倒して出しているものになります。工事は令和4年度になりますが、予算上は前倒しということで、令和3年度の補正ということになっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確かに前倒ししてくれるというふうには書いてあるんですけども、これは国の補助金の扱いとしても次年度分の前倒しであげるよという形で来るんですか。どういう形の示され方をするのか知りたいです。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 国のほうからも、まずは補正だということで、3年分の補正があるか。それは、じゃあ、どういう形で出せばいいかというのが前倒しというように、話のほうは伺っております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ちょっとあまりよく分からないですけども、いいです。じゃあ、次に進みます。

工業団地のアクセス道路の整備事業については、金額が大きな減額で、進めるはずの事業が進まな

かったというところですけども、こういうふうに減額されるよというのが分かるのというのはいつ頃なんですか。でないと、全く年度の終わりにこんなふうに示されても、もう工事予定もしていただろうに、計画の何か軌道修正みたいのをいつしているんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 内示が示されるのが4月初旬くらいになります。そこから市のほうでも工事を減少するとかということで絞りながら工事範囲を決定していくというようなことになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ということは、当初予算では組んでみたものの、大体この今年度はこのくらいだよというのが割と4月ぐらいに示されるから、それに合わせて軌道修正をしていますよ、最終的に3月で減額補正していますということによろしいですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 そういう流れになります。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 では、次の市道新設改良事業について伺います。これは当初にも何も載っていなかったけれども、12-002号線についての改良事業が補助金がつくことになって行われることになったということですよ。これもこれがありますというふうに市が申請をして、国がオーケーだよというふうになった事業ということによろしいですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 令和4年度に予定しているものを出していいですよということが示されて、出したものになります。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 用地買収になっています。長いこと、多分買収とか、時間がかかるものだと思うんですけども、次年度で買収が見込まれているので今回申請したということによろしいですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 はい。そのとおりです。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、地権者の方とももうお話は大体についているということによろしいですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 おおむねの了解をいただいております。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 12-002号線というのは新設改良事業として位置づけられて随分たつけれども、年

度当初に予定がなかったりとか、結構紆余曲折のある事業かなと思っているんですけども、道路が波々になったのもこの道路でしたよね。この事業の目安、今回買収しますよね、そうしますと、あと買収しなきゃいけないのはどのくらいあるのかとか、今道路になっているところ、まあいいや、1つずつにしましょう。あと残っているのはどのくらいで、今回で進捗率がどのくらいになるんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 全体の予定面積としては約2,343平米、今回この前倒し分を含めると約68%程度が買収完了となるというところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 このように買収ができたところを拡張していくとか、そういうふうな形で徐々に進める、その一端であって、いつこれが完成するというめどはまだこの補正ではつかないよと。ただ、買収ができそうだからそこを申請しましたということですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 買収のめどが立ったところを買収していくというところでございます。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。

次に、歳入について質疑を行います。14ページ、お開きください。

32ページまで入っています。ありますか。じゃあ、戻ります。

竹内委員。

○竹内陽子委員 31ページのところで、中段あたりに、千葉ニュータウン事業に係る白井市道等の整備基金管理に要する経費と、今回この積立金を5,600万円ほどするんですが、これ一番最初にURが撤退するとき、こういう基金を置いていったと思うんですけども、当然足りないのは分かっていたことで、今回これだけ積立てますけれども、この先どういう積立金の在り方というのが考えられているんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

今回積み立てるのが、令和2年度に清戸地先の県道千葉ニュータウン北環状線に関連する市道の工事費として充てるため基金を取り崩しましたが、対象工事を令和3年度に繰り越して実施しております。このたび工事費が確定したことから、執行残額を基金に積み戻すというものとなっております。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 でも、工事しなきゃいけないところというのはまだまだありますよね。その中で、

こういったことは工事のたびに積立て積立てという形でこういう歳出していくんですか、どういうふうに考えられているんですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

各課から基金対象事業に関わる繰り入れの要望に基づきまして、都市計画課で対応して、基金を充てていくような形になっております。

○秋谷公臣委員長 もう一度確認します。32ページの上段まで質疑を行っています。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 じゃあ、次に歳入に移ります。

14ページに入ります。14ページの下段、国庫支出金の4目土木費国庫補助金、それから、次のページ、15ページのちょうど中段になりますけれども、県支出金の2目、3目、4目、これについて質疑を行います。

質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 14ページの国庫補助金、国庫支出金、15款2項4目土木費国庫補助金について、社会資本整備総合交付金というのは、先ほど歳出のところでもいろいろお尋ねしたので分かるんですけども、じゃあ、逆に減額されている民生安定施設整備事業補助金と道路更新防災等対策事業費補助金、これはどこの部分に該当するのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 民生安定施設整備事業補助金のほうについてお答えします。

こちら、歳出としましては、32ページの都市公園整備事業の委託費のほうになりまして、実施設計を予定していたんですが、契約差金が出たもので、その見合いの補助金についても減額するものとなります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 道路更新防災等対策事業費補助金、これについては、本年度の交付金が68万4,000円補助割れしたもので、これを減額するものです。対象としては、橋梁修繕工事になります。

○秋谷公臣委員長 最初に言い忘れましたけれども、国庫補助金の1目の中の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、これも該当しますので、これも質疑の対象になります。あと、15ページの中段、2目、3目、4目、ここでありましたらお願いします。ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 じゃあ、次に8ページ、繰越明許費補正、これについて質疑を受けたいと思います。2款総務費と7款の土木費、これについて質疑を受けたいと思います。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、第11号議案、歳出、大分項目が多かったんですけれども、全体を通じて何か質疑がございましたらお願いします。今までの分全て、歳出、歳入でもし何か。

竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 柴田議員の14ページ国庫補助金のところの道路更新防災等対策事業費補助金、減額の68万4,000円、これに対して、今回補正では補正額として出たはこないんですけれども、30ページ中段の7款2項1目の橋梁維持費が、国庫補助金68万4,000円を減額して、723の橋梁維持費で国庫補助金を減額して一般財源に振り替えるというような措置になっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこちょうど確認しようとしていたところなんですけれども、補助金が減額されても一般財源で既定の工事は行うよと、道路みたいに減らされたからこれやらないよというのではなく、橋梁については一般財源投入して行いますということですよ。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 はい、そのとおりです。

○秋谷公臣委員長 もう一度伺います。全体を通してもし質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

次、賛成討論はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 3月補正で、国の補助がいろいろ変わった中での減額とか増額とかの補正なので、特に反対をする理由は全くありませんが、これから認定がされて、台帳に乗っかるようになる市道、赤道については、道路の計画が既にあるはずで、道路の認定とかについても、6メートルが市の場合基準ですから、それに満たない里道を市道認定する以上は、この取扱いについてはきちんと計画をもって、要は、優先して整備すべきものがいっぱいある中でここをどういうふうに扱っていくかということについては、一応きちんと皆様で共有認識を持った上で市道認定をしていただきたいという希望を述べて、賛成といたします。

○秋谷公臣委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

皆さん、所轄以外の方、退場してもらっても結構です。

そうですね、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時29分

○秋谷公臣委員長 再開します。

(5) 議案第15号 令和3年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について

○秋谷公臣委員長 日程第5、議案第15号 令和3年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

7ページ、収益的収入及び支出、8ページ、資本的収入及び支出、3ページ、継続費のところとなります。

質疑がありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

次に、賛成討論はございますか。

[「なし」と言う者あり]

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

(6) 閉会中の継続調査について

○秋谷公臣委員長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午後 1時32分